

アスベスト被害は 終わっていない

建設アスベスト被害

建設アスベスト訴訟は、2008年5月に東京地裁と横浜地裁に第1陣訴訟が提訴されてからすでに16年を迎えようとしています。埼玉では原告85人(被災者単位65人)が「建設アスベスト埼玉訴訟」を起こしています。

2021年5月

国と建材メーカーに勝利！

2021年5月、最高裁は一人親方等への責任を含む「国の違法」と「大手アスベスト建材製造企業10社の賠償責任」を認める判決を下しました。翌日には当時の菅首相が建設アスベスト訴訟原告団・弁護団に謝罪をしました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「建設アスベスト給付金法」を設立しました。



しかし まだまだ課題あり！

救済されない 建設工事従事者も

アスベスト訴訟において、解体工事に代表される「屋外作業従事者が対象外」であること、また、国や建材メーカーの責任の始期および終期が「昭和47年10月～平成16年9月30日」とされており、その関係で救済されない建設工事従事者もいます。

職種や就労期間によって救済の有無に差を設けるべきではなく、すべての建設工事従事者を救済対象とすべきです。

全面解決を受け入れない 建材メーカー

建設アスベスト被害を作り出した元凶である被告建材メーカーが、最高裁判決を受けても、全面解決を受け入れず、今後も裁判での争いを続ける姿勢でいることは許されません。

被害者遺族の
メッセージ

私は、とくなる3日前まで寝たきりの体で
足の10本の指も、うごかして生きようと頑張っていました。
ですがアスベストには勝てませんでした。
建材企業からは誠意ある謝罪をして
ほしいです。

「被害者の早期全面救済」

「建材メーカーの謝罪と給付金法への抛出」を！

埼玉土建一般労働組合

TEL 048-863-6211

埼玉土建

本部

〒336-8512 さいたま市南区鹿手袋6-18-12

FAX 048-837-1989 ✉ info@saitama-doken.or.jp

あなたの身近(家や施設)にもアスベストが…

今後とも被害は広がる可能性大!

アスベストは「皆様」にかかわる問題です



アスベストは1930年頃から輸入が開始され、安くて、頑丈なため、多くが建築資材として利用されてきました。国はアスベスト含有建材を使った疑いのある建物が住宅等の民間建築物だけでも280万棟あると推計しています。特に製造・輸入・使用などが禁止された2006年以前の建築物にはアスベストが使用されている可能性があります。過去の震災においては倒壊した家屋のアスベスト飛散によって健康被害が発生したこともあります。あなたも知らない間にアスベスト被害者になっているかもしれません。

調査・除去対象は一部のアスベストのみ

県や一部自治体が独自で家屋へのアスベスト調査や除去費用補助制度を運用していますが、すべてのアスベスト建材には対応しておらず、費用補助も不足しています。国が率先して補助制度を充実させることが2次被害を少しでも抑える手立てに繋がります。



裁判によらない給付金制度で補償を



建設アスベスト給付金法が成立し、今日までに約7,000人が給付金を受給しています。「だれが」「どこで」アスベストの被害を受けているかわからないのに、莫大な利益を得た製造企業が責任を取らず、給付金制度に拠出していないことはあり得ない状況です。引き続き企業に責任を追及していきます。

中皮腫・肺がん・石綿肺
びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水など

建設アスベスト被害の補償・救済手続きは
埼玉土建へご相談を

相談無料

埼玉土建